

|                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| <b>Title</b>       | 中世都市木津(山城国)の研究 : 15 世紀を中心に  |
| <b>Author</b>      | 徳満 悠                        |
| <b>Citation</b>    | 都市文化研究. 15 卷, p.40-54.      |
| <b>Issue Date</b>  | 2013-03                     |
| <b>ISSN</b>        | 1348-3293                   |
| <b>Type</b>        | Departmental Bulletin Paper |
| <b>Textversion</b> | Publisher                   |
| <b>Publisher</b>   | 大阪市立大学大学院文学研究科 : 都市文化研究センター |
| <b>Description</b> | 研究ノート                       |
| <b>DOI</b>         | 10.24544/ocu.20171213-069   |

Placed on: Osaka City University

◇研究ノート◇

## 中世都市木津（山城国）の研究

—— 15世紀を中心に ——

徳 満 悠

### ◆要 旨

本稿では、15世紀後半の山城国木津における住民の活動、南山城地域の村々や興福寺との関係から、従来は必ずしも都市として見られなかった木津を、都市、特に交通都市として描き出すことを目的とする。

木津は木津川の水運と奈良・京都間を結ぶ街道の交差点に位置し、交通の要衝であった。古代から奈良の外港として発達し、15世紀には興福寺による一円支配が確立していた。当時の木津には、興福寺の下で交通に従事する木守、御間と呼ばれる人々や商業座、馬借など多様な集団が存在し活動していた。またいずれの活動も、木津の交通の要衝的性格を活用したものであった。

15世紀後半になると、興福寺の下で様々な活動を行っていた住人らは次第にその勢力を拡大した。興福寺の強い統制を相対化しようとする一方、南山城地域の村々に対してはその中で優位に立とうとする志向を持った。こうした木津の都市性を保障していたのは、交通の要衝としての地位や、内部の様々な都市共同体、南山城地域における木津の強い立場であった。木津住人の勢力拡大と、木津の都市としての勢力拡大は、軌を一にしていたといえる。また14世紀まで見られた、興福寺の強い統制が弛緩し始めていたことも、木津の勢力伸展と密接に関係している。

また本稿では、これまでに研究が盛んに行われてきた近隣の中世都市、淀や八幡との比較検討も試み、その中で木津の独自性を明らかにした。木津は、多くの中世都市の中でも特徴ある姿を示しているといえよう。なお、本稿においては史料制約上、16世紀には言及していない。16世紀以降への展望は、別稿を期したい。

キーワード：交通都市 都市共同体 木津 興福寺 南山城

(2012年9月7日論文受理, 2012年11月2日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

### はじめに

山城国相楽郡木津（現京都府木津川市）は8世紀頃より「泉木津」と呼ばれ、南都諸大寺に使用され、奈良の外港として発展した。鎌倉期には興福寺の荘園として木津荘が成立した。中世後期の木津には同寺の知行下に木守や御間が置かれ、商業座の活動も盛んに行われていた。

中世木津に関する先行研究は住人に焦点を当てたものが多い。

小林保夫氏<sup>1)</sup>は8世紀以降、鎌倉期まで東大寺木津木屋所が有していた機能と、その変化について解明した。小林氏は、木屋所と木守の本来の機能は材木の管理や港における荷物の陸揚げであったが、次第に「肥牛」や

舟渡などもするようになったことを明らかにした。「肥牛」とは人や物を輸送するのに用いる牛を養育することである。

15世紀後半の木津については、宇佐見隆之氏や堀井深幸氏によって研究がなされている。

宇佐見氏<sup>2)</sup>は、木津の間と木守が携わっていた業務の類似性に着目し、問本来の役割を解明しようとした。同氏はまず、12世紀ごろの木津木屋所木守の業務が、肥牛・舟渡・木上であることを確認した。木上とは、港での荷物の陸揚げである。また、十五世紀後半の木守・御間にも言及し、木守が「雑色」や「下衆」と呼ばれる寺の機関であるのに対し、御間は寺の機関とは認識されていなかったことを明らかにした。

堀井深幸氏<sup>3)</sup>は木津の木守、御間、御童子に注目し、奈良のそれらと比較検討している。そして相互の共通点、木津の独自性に言及しつつ、職掌について明らかにしている。また、御間については豊田武氏の間の機能に関する論考を取り上げ、その職掌や形態がどこに位置づけられるか検討している。宇佐見、堀井両氏の研究に特徴的なのは、問の役割を論じた豊田氏の論考に依拠し、問の職掌から木津の御間の解明を試みたことである。

以上のように中世前期の木津や、木津住人の職掌については研究がなされているが、中世都市としての木津の性格についてはほとんど検討がなされていない。『木津町史』<sup>4)</sup>において通史的な検討や交通の要衝という評価はなされているが、木津を都市として見る視角を欠く。

山城国の淀川水系の港湾都市については脇田晴子氏<sup>5)</sup>、鍛代敏雄氏<sup>6)</sup>などの研究がある。脇田氏は乙訓郡大山崎を対象に、住民の組織や油座の支配構造などを詳細に分析した。また大山崎については仁木宏氏の研究<sup>7)</sup>もある。仁木氏は、大山崎と乙訓郡の村々との関係は債権者と債務者の関係であり、徳政をめぐるしばしば緊張が生じたことを明らかにした。鍛代氏の研究は久世郡淀綴喜郡八幡を対象に惣中（都市共同体）<sup>8)</sup>の構造や流通の形態について分析している。いずれの研究でも、都市住人の職掌を解明するだけでなく、それらの都市が地域社会のなかでどのような位置を占めていたかを分析し、都市としての性格規定を試みている。

以上のことを念頭に、本稿での課題を以下に挙げる。

第一に、木津の住民構造を明らかにしたい。木津住人は木守や御間だけではない。座や馬借といった別の集団にも注目する。第二に、木津を地域社会のなかで評価する必要がある。木津は中世においても、奈良の外港にしか過ぎなかつたのであろうか。南山城の周辺集落との関係の中において見る必要がある。

なお本稿では『増補続史料集成 大乘院寺社雑事記』（臨川書店）、『史料纂集 経覚私要鈔』（続群書類従完成会）を主に用いる。本文中では前者を『雑事記』、後者を『経覚』として出典を示す。

## 一 交通都市としての木津

木津の性格を強く規定しているのが、集落の北側を流れる木津川である。淀川の一支流である木津川は鈴鹿山脈にその源を有し、木津の北西地点で流れの向きを西から北へと変える。山城国南部を北上した後、淀付近で宇治川・桂川と合流して淀川となり、大阪湾に注ぐ。また木津には、南都奈良と首都京都を結ぶ「京上道」（近世の奈良街道）が南北に貫通している。木津川と「京上道」の交差点に位置する木津は、交通の結節点たりうる

条件を備えていた<sup>9)</sup>。

### 1 興福寺の荘園支配と木津

交通従事者の検討に入る前に、当該期における興福寺の荘園支配について概観しておきたい。中世後期の興福寺所領は、大きく寺門領、一乗院領、大乘院領に分かれ、それぞれ興福寺別当や各門跡が知行していた。土地制度としてはいわゆる均等名と、間田の区別が存在したとされる<sup>10)</sup>。

以下、特に関連する門跡領について触れる。門跡領のうち一乗院領は、史料の状況よりその実態が明らかでない部分が多いとされる。大乘院領は先に述べた均等名、間田に分かれており、名は名主が下級荘官として職を得ることで支配を行った。間田は名田以外の土地を指す。間田は大乘院の下級僧侶や衆徒に対して給田として与えられた。そこからの給分を得分としていたのである。後に見る御間田がこの形態をとっているといえよう。

中世においては、木津に対する興福寺の一円的な支配が進んだ<sup>11)</sup>。木津荘は一部を除いて一乗院領としてその知行下にあり、興福寺東金堂の番頭米役を賦課されていた。史料上、一乗院による木津の荘園の支配体制は明瞭でないが、先に述べたような体制が敷かれていたものと思われる。

### 2 15世紀までの木津における交通従事者

8世紀ごろの木津には木屋所と呼ばれる施設が南都諸大寺によって設置されていた。木屋所とは、主に寺院の造営などに用いる材木の管理を担う施設である。材木の生産地と淀川水系によって接続され、その消費地である奈良に隣接していた木津は材木の集積に適していた<sup>12)</sup>。木屋には木守と呼ばれる住人が居住し、領主である寺院に対して役を勤めていた。

木津における木屋所の初見は天平19年（747）の「大安寺伽藍縁起并流記資材帳」<sup>13)</sup>にさかのぼる。木守が史料上に登場するのは永久2年（1114）である。彼らの職掌は大治元年（1126）の相論史料<sup>14)</sup>に記載されており、「木上」「肥牛」「舟渡」の三つである<sup>15)</sup>。「木上」は寺家の材木を陸揚げするとともに材木を運上すること、「舟渡」は洪水の際に寺家の貨客を船で渡すこと<sup>16)</sup>、「肥牛」は寺家の貨客を奈良まで運搬する牛を飼育することである。木守が本来有していた職掌が材木の調達や管理であったことからすれば、この時期には「舟渡」と「肥牛」という、運輸に関わる職掌が新たに加わっていたといえる。

興福寺の木守も東大寺の木守と同じように、材木の管理や交通に従事したことが知られる<sup>17)</sup>。文永2年（1265）11月13日の「興福寺公文所下文案」によると、人物が下向する際、泉木津の木屋所に対して浮橋を準備するよう

に指示が出されている。木津川に架ける浮橋であろう。本文中に「任例渡儲」とあり、人物の往来に際して浮橋を用意することは、木屋所が恒常的に果たす役であったと考えられる。

こうした木守の職掌に象徴的に表現されているように、12世紀の木津をめぐる交通は寺家に対して便宜を図ることを基本としていた。交通に従事する木守も領主である興福寺に奉仕する存在としてあらわれた。なお、問は『三槐記』の治承3年(1179)2月8日条に「木津令儲船六艘、国并庄々問所沙汰進也」とあるのが史料初見だが<sup>18)</sup>、その詳細は15世紀まで知ることができない。

### 3 15世紀後半の木津における交通従事者

#### A 修理目代・木守

##### 【史料1】『雑事記』長享2年(1488)10月12日

(前略)一修理目代木津船事先度仰所、無沙汰以外之間、木守召之、沙汰人三人參申、云寺務云目代、用々召之、車船同前、無沙汰緩怠珍事旨仰了、三十人木守也、早々可令申之、明日可申入左右云々、給田共有之、仰合寺門可及嚴密沙汰之由仰了、

修理目代は興福寺の寺官で、船を用意する役を負っていたことがわかる。修理目代は、木津の木守に対して船を用意させていた。木守は30人おり、その内3人は「沙汰人」であった。尋尊は、木守は興福寺の「用々」次第に召されるものであるから、無沙汰があってはならないとしている。木守たちは興福寺から給田を与えられていた。木守職を遂行するための反対給付であったのだろう。

#### I 御問・御童子・牛飼

修理目代・木守と並んで15世紀以降の交通関係史料に登場するのが、御問・御童子・牛飼と呼ばれた木津の住人である。

御問は『雑事記』の長祿4年(1460)9月4日条に「木津御問職事、河ハタ新左衛門二令補任了、還補之間、如形任料等致其沙汰云々」と見えるように、大乘院によって補任され、補任に際しては興福寺に任料を支払っていた<sup>19)</sup>。

##### 【史料2】『雑事記』長享3年(1489)6月26日

一当年木津御問船召仕事、

二月湯山入二室・見塔院等申給、至八幡近所了、

三月東山殿仰梅一本上之、至伏見了、

六月十八日御八講衆清浄院上洛、至伏見、自成院院申付云々、

当年既以及四ヶ度、惣而船ハ二艘も三艘御問出也、船方入目ハ御童子共所行也、茶湯等事同沙汰也、御童子ハ十人分在之、常任之指渡ハ御問悉皆所行也、

史料2では、「御問船」が大乘院によって召されていたことがわかる。船は2艘の場合も3艘の場合もあり、木津川の渡しはすべて御問が手配したという。

また同じく『雑事記』康正3年(1457)9月5日条では

御問が「当年事以外ノ炎旱ナリ、明年八月マテ諸役船車事可有御免云々」と申し出ており、「諸役船車事」とあることから、御問は船だけでなく車を用意する役も負っていたことがわかる。御問が干害を理由に交通奉仕の免除を求めるということは、彼らが給田からの収入の見返りに奉仕していたことを示すといえる。

このように御問は、興福寺の要請に応じて木津川を航行する船を用意したり、木津から奈良まで貨物や人を運ぶ車の手配を行ったりしていた。御問は大乘院によって補任される職であり、彼らはおそらく木津住人であった。

次に、御童子について見ていきたい。

##### 【史料3】『雑事記』寛正4年(1463)2月25日

一禪公道上洛、自木津至伏見舟召之、御童子十疋下行之、日中如形仰付之、(後略)

右の史料では、大乘院政覚が上洛するにあたり、木津から伏見まで船を使っている。御童子に下行がなされていることから、御童子が船を調達したことがわかる。下行とは、船を調達した代金であろう。史料2のように、御童子は「船方入目」(船頭らへの給金・食費など)も支払っていた。またこの他、尋尊が上洛する際に御童子が船を調達したり、貨物の輸送に携わったりしていることを示す史料も存在する<sup>20)</sup>。

##### 【史料4】『雑事記』長享3年正月20日

一此門跡之車北室慈心蔵ニ置此、今日召寄之、木津牛一頭召之、十文下行、牛飼両三人・力者・御童子少々、北面衆奉行之行向、為明日社參也、牛二頭召之、明日早旦可參云々、木津御童子役也、

史料4では「明日社參」の際の車を牽かせるため、木津の牛1頭が徴発されている。木津の牛飼が用意した牛であろう。また同様に「明日社參」に使う牛2頭を召しているが、こちらは木津御童子の役であった。御童子も牛飼も、興福寺に牛を提供していたのである。この他にも御童子は牛や船の用意を行っており、御問に比べ実務的な立場にあったことが推測される。

最後に牛飼<sup>21)</sup>について検討する。牛飼の職掌は鎌倉期の木守が行っていた「肥牛」とほぼ同じものだと考えてよいだろう。牛車による人物の移動や、荷車による貨物の輸送に際して使役される牛を養育し、提供していたと考えられる。史料6においても、尋尊が春日社に参詣する際に使う牛を用意するのは、木津牛飼の役であることが規定されている。なお、同様に牛の用意を行う記事が延徳4年(1492)にも見られる<sup>22)</sup>。

前項で検討した木守と同じように、御問・御童子らは大乘院から給田を与えられていた。文明元年(1469)に一乗院から検注を受けたときの記事から概要が判明する。

##### 【史料5】『雑事記』文明元年12月19日

一一乗院より当門跡木津御童子田等注給了、十名二一人宛、一人別四反宛、指渡一人三反、御問三反、合四丁六

反也、一乗院御領泉木津庄之内ニ有之、毎事惣庄役被除之云々、一向大乘院自専也、

御童子は10名で、1人ずつ4反なので合計4丁。これ以外に「指渡一人」に3反、「御問」に3反が与えられており、合計で4丁6反となる<sup>23)</sup>。御問が御童子と密接にかかわる職掌であったことがわかる。これらの給田は一乗院領である木津荘内に存在していたが、大乘院の自専として、一乗院の惣庄役は免除されるとしている。

こうした給田は、御問らが興福寺から職を得て奉仕する見返りとして与えられたものと考えられる。

本項では『雑事記』に表れる範囲で、木津をめぐる交通従事者についてその性格を分析した。この時代には、中世前期からみえる木守に加え、木津の住人である御問、御童子、牛飼らが興福寺の支配下に編成され、それぞれ水上・陸上交通において興福寺への奉仕を求められた。元来木津の交通業者であった彼らが興福寺の支配下に入る際、木守職や御問職として編成されたのであろう。

彼らが興福寺と関係しない部分でどのような活動を行っていたか、史料からはわからない。当該期には、京都・奈良間の交通が活発化し、大量の貨客が木津をめぐる移動していたと思われる。御問らは交通運輸業者として、こうした貨客の移動にも関与したのだろう。

彼らは興福寺の配下に属することで、木津をめぐる交通に、何らかの形で特権的に従事することができたのだろう。そうすることで、木津川や「京上道」を歩き来する貨物の輸送を統制し、渡河料や運賃を徴収していたものと思われる。こうした特権的な交通運輸業者の拠点が木津であったのである。

#### 4 15世紀後半における交通の実態

表1は木津の交通に関連する記事を『雑事記』『経覚』から抜き出し、時期、移動主体、出発地、目的地、交通手段をまとめたものである。表1も参照しながら、交通の実態に迫りたい。

##### ア 水上交通

寛正3年（1462）正月、大乘院門跡である尋尊が厄年の祈祷のため石清水八幡宮に参詣した（表1-23）。大乘院から木津までは「板輿」で移動したが、木津から下津屋までは修理目代経由で調達した船を用いた。下津屋（現・久世郡久御山町）は木津川の東岸に位置し、石清水八幡宮までは直線で3kmほどの距離にある。また同年3月に尋尊が上洛する際、木津から淀まで乗船した（表1-27）。

表1の事例にも多く見えるように、興福寺関係者が上洛する場合は木津から乗船し、淀・伏見・鳥羽などで下船した。また同じ興福寺関係者でも尋尊と経覚では上洛に用いる経路の傾向が異なるようである。いずれにせよ、興福寺関係者、特に高位の人物が京都方面へ移動する際

には木津から船を用いることが多かったといえよう。

次に数は少ないが、貨物の輸送に船が使われた例を検討する。表1-59は、興福寺西南院の松の木を京都に送った事例である。奈良から木津までは人夫が持って運んだが、木津からは船を利用したという。次いで表1-18は、淀から木津へ、木津川を遡る方向への輸送が行われた例である。のちに検討する木津の塩座は、塩を船で取り寄せていた。重量のある貨物の輸送においては、淀方面から木津へ向けて船を用いる例がみられる。

以上、表1に見える事例を分析した結果、史料上の制約は大きいものの、人物が淀方面へ下る場合と貨物を上下に輸送する場合に木津川の水上交通が用いられていた。これは交通実態の記事の半数にあたる。なお、近世においても木津川の河川交通は活発であり、大量の貨客が行き来していた<sup>24)</sup>。

##### イ 陸上交通と木津の渡し

奈良を出発した陸路は奈良坂を経て木津に至り、木津川を渡った後、木津川右岸を北上する。奈良ではこれを「京上道」と呼ぶ。

##### 【史料6】『雑事記』文明17年（1485）10月19日

一京上道之次第自南至北次第ハ、

木津 狛高林・椿井・コマ、平生 綺今城、井手別所寺ノ城、高十六宮、菜嶋 北菜嶋丈六 新野池 夜叉ツカ クセノ宮 八幡伏外 赤坂 今神明 宇治 木幡 藤森 イナリ 法性寺 白川 王城

琵琶庄ハ新野池ノ西北ハトノ・寺田、御厨子ハトノ、西也、クセハクセノ宮ノ西也、

木津から京都に至る行程が、詳細に記されている。これらの集落を地図上で示すと図1のようになる（46頁）。尋尊をはじめとした興福寺関係者が京都・奈良間を移動する際には、この街道を用いたと思われる。例えば『経覚』には康正3年、経覚が京都から奈良を経由して迎福寺に戻る様子が記されている（表1-12）。

「京上道」では、木津川を渡る際に渡し船を用いた。古代には大橋が架けられていたが橋を維持することが困難であり、9世紀ごろ以降は渡しを利用していたのである。渡しには上の渡しと下の渡しが存在し、それぞれ一乗院と大乘院が知行していた。渡しの知行について、次のように考えられる。

『雑事記』文明11年（1479）の記事では、京上の使者が渡しを渡ろうとすると「木津渡船無沙汰」という状況であった。このことを聞いた尋尊は、渡しに譴責使を派遣した。同日条には、上の渡しから質物を取り返したことも述べられており、京上の使者が上の渡しを渡ったことがわかる。大乘院関係者は通常、下の渡しを渡し賃を払うことなく渡っていたが、上の渡しを渡るには渡し賃が必要になる。そのため、渡し賃の代物として質物を置いていったのだろう。ここから、下の渡しが大乘院の知

表1 木津をめぐる交通の実態

| No. | 和暦   | 西暦   | 月日      | 移動の主体               | 出発   | 目的地    | 手段            | 備考                                  |
|-----|------|------|---------|---------------------|------|--------|---------------|-------------------------------------|
| 1   | 永享8  | 1436 | 12月28日  | 経覚                  | 京都   | 奈良     | 徒歩カ           | 木津・狛へ北面衆等が迎えにくる                     |
| 2   | 嘉吉3  | 1443 | 6月9日    | 経覚                  | 奈良   | 九条殿    | 徒歩カ           | 名嶋で鷹羽屋に太刀を下す。「出筒」に対して               |
| 3   | 文安5  | 1448 | 9月25日   | 経覚                  | 木津   | 二俣     | 船             | 迎福寺より九条断光院へ                         |
| 4   | 宝徳1  | 1449 | 7月10日   | 経覚                  | 木津   | 伏見     | 船             | 迎福寺より木津まで「春日山ノ後ヲ廻テ」                 |
| 5   |      |      | 9月22日   | 経覚                  | 京都   | 迎福寺    | 徒歩カ           | 木津川西岸のルートをカ／木津へ迎えがくる                |
| 6   |      |      | 11月4日   | 経覚／古市胤仙             | 迎福寺  | 木津     | 徒歩カ           | 「八峯山越」に木津へ向かう                       |
| 7   |      |      | 11月5日   | 経覚／古市胤仙             | 木津   | 淀      | 船             | 「二ソウノ分加下知了」／木津執行が酒を献じる              |
| 8   | 宝徳2  | 1450 | 4月25日   | 経覚                  | 迎福寺  | 九条顕行院  | 徒歩+船          | 一坂経由で木津へ出る／木津よりは船                   |
| 9   |      |      | 5月17日カ  | 経覚                  |      | 迎福寺    | 徒歩カ           | 出発地は不明／木津から送者が10人ばかり                |
| 10  | 宝徳3  | 1451 | 3月4日    | 経覚                  | 迎福寺カ | 九条顕行院  | 徒歩+船カ         | 木津まで見送り／木津に至り夜が明けた                  |
| 11  | 享徳2  | 1453 | 11月20日  | 経覚                  | 迎福寺  | 九条顕行院  | 徒歩+船カ         | 一坂経由／木津から淀南岸まで船                     |
| 12  | 康正3  | 1457 | 6月9日    | 経覚                  | 九条   | 迎福寺    | 徒歩カ           | 奈嶋まで迎え／九条家の人夫を帰す                    |
| 13  |      |      | 9月28日   | 下向物(者カ)             | 京都   | 奈良     | 徒歩            | 奈良方から菜(奈)嶋辺まで迎えを出す／木津物念ゆえ           |
| 14  | 長祿1  | 1457 | 10月4日   | 経覚                  | 迎福寺  | 九条新亭   | 徒歩+船カ         | 木津を通過カ                              |
| 15  | 長祿3  | 1459 | 3月2日    | 経覚                  | 京都   | 迎福寺    | 徒歩カ           | 菜(奈)嶋までは京都の人夫／迎えの者が木津まで来る           |
| 16  | 長祿4  | 1460 | 3月5日    | 楠葉元次                | 木津   | 嵯峨     |               | 経覚の嵯峨上洛に合わせて／楠葉のみ木津より嵯峨へ            |
| 17  |      |      | 閏9月13日  | 経覚                  | 古市   | 九条新亭   | 徒歩カ           | 木津の「御問未治定云々」につき「元御問」を召し出し、下渡しを通る    |
| 18  |      |      | 10月晦日   | 板                   | 淀    |        | 船2艘／車10両      | 船200文／牛飼103文下行                      |
| 19  |      |      | 11月15日  | 大鳥居柱                | 木津北郷 |        |               |                                     |
| 20  | 寛正2  | 1461 | 2月2日    | 経覚                  | 二俣   | 九条新亭   | 徒歩+船カ         | 伝馬は七郷／修理方船一艘                        |
| 21  |      |      | 2月28日   | 経覚                  | 二俣   | 九条新亭   | 徒歩+船カ         | 伝馬は七郷／修理方船一艘                        |
| 22  |      |      | 11月28日  | 経覚                  | 古市   | 九条新亭   | 徒歩+船          | 木津から多賀まで船／多賀からは徒歩カ                  |
| 23  | 寛正3  | 1462 | 正月18日   | 尋尊他                 | 興福寺  | 木津     | 徒歩            |                                     |
|     |      |      |         |                     | 木津   | 下津屋    | 修理船2艘         | 「下行物一向無之」                           |
| 24  |      |      | 正月28日   | 経覚                  | 禅定院  | 九条新亭   | 徒歩+船          | 木津より多賀まで船／多賀から徒歩カ／般若寺に寄る            |
| 25  |      |      | 2月1日    | 経覚                  | 九条新亭 | 禅定院    | 徒歩            | 菜嶋まで九条家の人夫を具す／上の渡しを渡る               |
| 26  |      |      | 2月26日   | 法性院／成身院<br>龍光／□殿僧   |      |        | 木津船<br>(御童子船) | 人夫四人を同時に遣わす／晦日条に「於川上致緩怠」            |
| 27  |      |      | 3月12日   | 尋尊他                 | 木津   | 淀      | 船             | 上洛／「当時諸堂巡礼」                         |
| 28  |      |      | 11月20日  | 大鳥居柱一本              | 木津   |        | 人夫            | 人夫は「南里衆」                            |
| 29  |      |      | 12月8日   | 若君(政覚)              | 二条殿  | 森藤社    |               |                                     |
|     |      |      |         |                     | 森藤社  | 木津     | 板輿            |                                     |
| 30  | 寛正4  | 1463 | 2月25日   | 禅公道(政覚)             | 木津   | 伏見     | 船(御童子)        | 上洛／10疋下行                            |
| 31  |      |      | 5月26日   | 尋尊                  | 木津   | 伏見     | 船(修理目代)       | 「船頭方下行一向無之」                         |
| 32  |      |      | 5月28日   | 経覚／尋尊               | 木津カ  | 伏見     | 屋形舟一艘<br>雑舟一艘 | 尋尊と同道／経覚は九条へ／尋尊は一条へ                 |
| 33  |      |      | 6月28日   | 長谷寺公方之木山            | 泉木津  | 鳥羽     | 船2艘           | 上洛                                  |
| 34  |      |      | 8月25日   | 九条政基                | 九条亭カ | 古市     | 徒歩カ           | 迎えの者が木津辺まで向かう                       |
| 35  |      |      | 12月6日   | 経覚                  |      | 禅定院    | 徒歩カ           | 水無辺まで迎えが来る                          |
| 36  | 寛正5  | 1464 | 4月21日   | 定清五師／宗算<br>五師       |      |        | 木津船           |                                     |
| 37  |      |      | 5月1日    | 経覚                  |      | 九条新亭   | 舟+徒歩          | 木津より伏見まで舟の予定が、渇水のため二俣まで舟／二俣から輿      |
| 38  |      |      | 10月6日   | 経覚                  | 九条新亭 | 迎福寺    | 徒歩            | 板輿／奈島まで同道の者／奈島で横行4人を召す              |
| 39  | 文正2  | 1467 | 正月5日    | 光宣                  |      |        |               | 上洛／山城道「難義」につき「伊賀越」で上洛               |
| 40  |      |      | 4月26日   | 春日藤鳥居材木             | 淀    | 木津(予定) | 人夫以下数千人       |                                     |
| 41  | 応仁2  | 1468 | 閏10月22日 | 牛飼千代松丸<br>孫六        | 木津   | 鳥羽     | 木津船           | 「二条殿車」を取りに行く上洛／船10疋・牛飼に30疋・川関10疋下行  |
| 42  |      |      |         | 「二条殿車」              | 木津   | 奈良     |               | 22日条の帰路／「車」は船にて輸送カ                  |
| 43  | 文明9  | 1477 | 12月17日  | 禅閣(政覚)              |      |        |               | 上洛／「板輿」は木津までのことカ                    |
| 44  | 文明10 | 1478 | 5月5日    | 尋尊／陽明御方<br>一乗院／権中納言 | 木津   | 平等院    | 御船            | 帰路(3日)には木津天神で「御一宿」                  |
| 45  | 文明11 | 1479 | 4月10日   | 木津御童子               |      | 宇治槇島   |               | 「山水之船」を購入、代金は御問に下行／御童子に100文下行       |
| 46  |      |      | 4月16日   | 「山水之船」              | 宇治槇島 | 木津     |               | 輸送手段は不明                             |
|     |      |      |         |                     | 木津   |        | 人夫40人         | 人夫／御童子／牛飼／「御問粉骨分」への下行               |
| 47  | 文明12 | 1480 | 6月17日   | 京上人夫                |      |        |               | 京上／法性寺新関で一荷ごとに関銭／般若寺より木津まで案内、足軽出沒ゆえ |

中世都市木津（山城国）の研究（徳満）

| No. | 和暦   | 西暦   | 月日     | 移動の主体                 | 出発 | 目的地 | 手段              | 備考                                      |
|-----|------|------|--------|-----------------------|----|-----|-----------------|---|
| 48  | 文明14 | 1482 | 9月2日   | 英照／堯弘律師<br>／快円得業他     | 木津 |     | 乗船              | 湯山に向かう                                  |
| 49  | 文明16 | 1484 | 10月25日 | 英寛                    | 木津 | 湯山  | 船               |   |
| 50  | 文明16 | 1484 | 11月2日  | 若君<br>(近衛家の人物カ)       |    |     | 徒歩（帳輿）          | 宇治にて公事銭、「希代事」                           |
| 51  | 文明17 | 1485 | 正月18日  | 寺務（政覚）                | 木津 |     | 御船              | 八幡参詣のため／上洛自体は19日                        |
| 52  | 文明18 | 1486 | 2月24日  | 尋尊／寺務他                | 木津 | 伏見  | 船（御問／<br>御童子沙汰） | 夜間に法性寺で宿                                |
| 53  | 文明19 | 1487 | 2月18日  | 尋尊／寺務／松<br>殿他         | 木津 | 下津屋 | 修理船             | 京上の衆も同船／船10疋下行、「如例」／政覚にも<br>同様の記載       |
| 54  |      |      | 4月17日  | 二条御方／野州<br>之母         | 木津 |     | 徒歩              |   |
| 55  | 長享2  | 1488 | 3月14日  | 東山殿一对（足<br>利義政側室）     |    |     |                 | 「参宮」のため／「上下三百人計」                        |
| 56  |      |      | 3月25日  | 一对（足利義政<br>側室）        |    |     | 木津船             | 上洛                                      |
| 57  |      |      | 10月4日  | 二条殿（二条持通）<br>御方（二条尚基） |    |     |                 | 社参カ／木津渡しには「申付」                          |
| 58  |      |      | 10月27日 | 堀川局（東山殿<br>女房）        |    |     |                 | 長谷寺参詣のため下向／木津渡しには「申付」る                  |
| 59  | 長享3  | 1489 | 2月4日   | 西南院の松                 | 木津 |     | 船               | 「人夫持之」／京上                               |
| 60  |      |      | 4月14日  | 政覚                    | 木津 | 伏見  | 船               | 昨日木津の定使を下して下知                           |
| 61  | 延徳3  | 1491 | 2月3日   | 京衆                    | 木津 |     | 木津船             | 上洛／松殿は高（多賀）まで                           |
| 62  | 延徳4  | 1492 | 4月8日   | 大内母（大内政<br>弘母）        |    |     |                 | 下向／木津渡は上の渡し                             |
| 63  |      |      | 4月19日  | 大内母（大内政<br>弘母）        |    |     |                 | 「直ニ上洛」／木津渡は上の渡し                         |
| 64  |      |      | 6月10日  | 大内使者                  |    |     |                 | 上洛／「上下木津渡事仰付之」                          |
| 65  |      |      | 6月16日  | 材木                    |    |     | 木津車             | 材木京上／興福寺より木津までは「木津車」                    |
| 66  | 明応2  | 1493 | 8月25日  | 手猿楽衆                  | 京都 |     | 船               | 木津からは船<br>「木津下渡仰付之」                     |
| 67  | 明応4  | 1495 | 正月18日  | 若君（慈尊）                | 家門 | 木津  | 徒歩（板輿）          | 「山城新聞」は5ヶ所／井上近江守に「関々無相違」<br>よう「仰付」る     |
| 68  |      |      | 正月28日  | 中御門弁                  |    |     |                 | 「道并諸関」は井上方に「仰遣」                         |
| 69  |      |      |        | 石丸図書                  |    |     |                 | 上洛／「人別五銭新聞」が5ヶ所／宇治橋・木津渡<br>しは「無相違」く「仰遣」 |
| 70  | 明応5  | 1496 | 閏2月15日 | 舜恩                    | 京都 |     |                 | 下向                                      |
| 71  | 明応6  | 1497 | 正月26日  | 京上人夫（荷物）              |    |     |                 | 「新聞共在之」／合計1貫320文／高座関と木津渡は<br>「不出分定」     |
| 72  | 明応8  | 1499 | 12月30日 | 宗益（赤沢朝経）              | 木津 | 宇治  |                 |   |
| 73  | 明応9  | 1500 | 3月14日  | 榎（京上分カ）               |    |     |                 | 榎3荷／宇治橋10文／木津下渡過書5人分                    |
| 74  | 永正1  | 1504 | 3月29日  | 尋尊                    |    | 山崎  | 御童子船            | 「関料以下悉皆1貫文下行」                           |

【凡例】

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 和暦／西暦／月日 | 当該条の年月日                           |
| 移動の主体    | 記事に表れる移動の主体。尋尊や経覚の従者などは省略した。      |
| 出発／目的地   | 移動の出発地と目的地。地名の場合と場所（迎福寺など）は同列に扱った |
| 手段       | 移動に際して用いた手段。明記されている物を除き、一部推定を含む。  |
| 備考       | 移動に際しての備考。下行や同行者の有無など。各条参照        |

行下にあったことが推測される。

【史料7】『雑事記』延徳4年4月4日

一大内使者僧広厳院来、竹内御書在之、木津上渡事一乘院殿ニ申、公事過書在之、可付進之、先以申入案内云々、一乘院殿御返事、彼渡事、木津之橋寺ニ、上十五ヶ日分事ハ御寄進也、仍此子細彼橋寺ニ可被仰付之、先々モ船渡之間礼分在之云々、

また史料7によると、月半分の上の渡しの渡し賃は、一乗院が橋寺に寄進したという。橋寺とは木津川北岸にある寺院である。渡し賃を寄進できるということは、上

の渡しを一乗院が知行していたことを示している。表1上に具体例が見られる興福寺関係者に限らず、木津川を渡るには上ないし下の渡しを利用していただろうと思われる。

以上、木津をめぐる水上・陸上交通の具体例を検討した。重い貨物の輸送に、水上交通が好まれたことは容易に想定できる。逆に、軽い貨物の場合は陸路で輸送することもあっただろう。旅客が木津川水運を使うのは、上洛に限られる。移動が速やかなこともあるが、次に見るような陸上の関を回避できたことも大きな理由であろう。

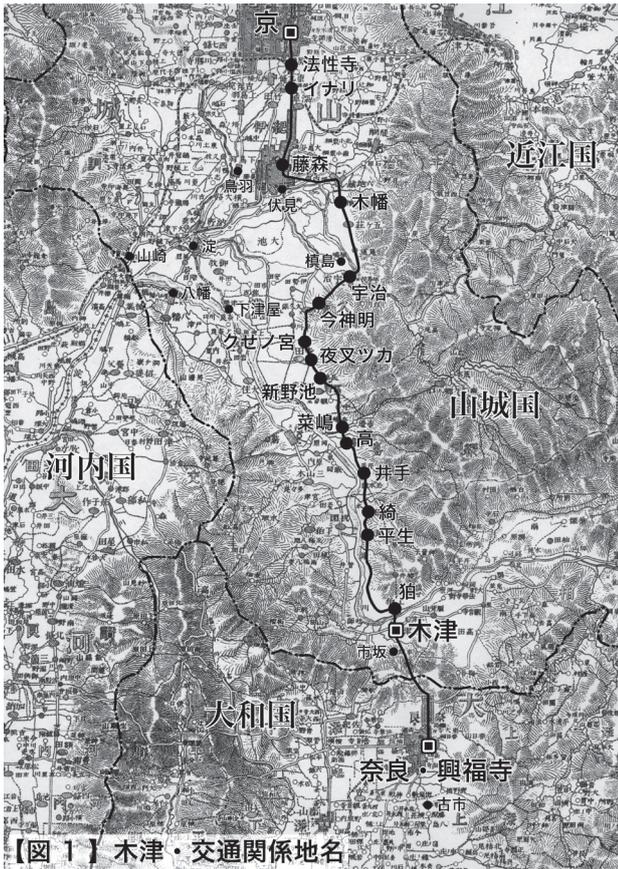


表1に抽出した『雑事記』『経覚』に表れる事例は、興福寺に関係するものに限定されており、それらに比べて圧倒的多数であろう一般の貨物や旅客・商人の移動については明らかではない。しかしどの場合に、どの交通手段を選択するか、大まかな傾向は同様であろう。

## 5 新関と木津の問題

15世紀後半以降になると、山城国内の「京上道」上に多くの関が設置された。最初期のものとして、長祿元年に新関の記事が見える。

### 【史料8】『雑事記』長祿元年12月22日

一東金堂不断香ハ、山城国狛野庄ノ役ナリ、今日持来処、高座ノ新関ニテ押取云々、為寺務可成敗之由堂衆申入之、彼新関ハ、山城国ノ悪党任我意致其沙汰上者、為寺務雖令申、不可承引事ナリ、然上者学侶ニ令披露者、定而一途ノ可有成敗之由返答了、於本関者、如此沙汰アラハ、自何方雖申不可有相乱事也、新関事沙汰外事也、為寺門尤可破事哉、

「山城国ノ悪党」が「高座ノ関」を立てた。本関であれば停止可能だが、新関なので「沙汰外」とであるとしている。高座とは現在の木津町域の南端である市坂にあたり、大和国との国境に近い山城国の最南部である。市坂を通過して行き来する京都・奈良間の交通への課税を前提に、新関が設置されたのだろう。本関は興福寺の関係者が経営していたのであろうか。しかし、新関は「山城

国ノ悪党」が立てたため尋尊にも手出しができなかった。恐らく、山城国守護に申し入れて取り締まってもらおうとしたのであろう<sup>25)</sup>。

南山城の新関については、以下の記事が見られる。

### 【史料9】『雑事記』明応6年(1497)正月28日

(前略)山城道ハ新関五ヶ所立之、宇治橋賃自元在之、六ヶ所分出之、上下向取之、人夫一人分三十六銭ツ、二百十九文、四人ハ八百七十六文、此外不出分ハ高座井上関・木津下渡也、藤五郎二百糧物下行、又一日分、横田・若槻加延食八十文下行、山城作法且如何、細川成敗無心元

この記事には関銭類を課す8つの「所」が登場するが、以前からあった「宇治橋賃」以外の5ヶ所は「新関」であった。これに対し、井上高座関と木津下渡は支払う必要がなかった。これらの関や渡しは、興福寺の支配下にあったからであろう<sup>26)</sup>。尋尊は新関が5ヶ所も設置されていることを懸念し、それが「細川成敗無心元」という表現に表れたと思われる。

こうした新関は、応仁期、文明期を境にして急増する。畿内へ侵攻した各地の軍勢が資金獲得のために関を立てたこともあったが、「山城国ノ悪党」のように、在地勢力が立てた場合も少なくなかった。

### 【史料10】『雑事記』明応元年10月20日

一山城国新関事、迷惑珍事旨、自狛野庄訴状進之、自木津庄一乗院殿二同申上敷云々、則此子細御注進之、山城国人百人分同心申合立云々、

大乘院領である狛野庄から大乘院に、「山城国新関」が迷惑であるので停廃して欲しいという訴えがなされている。「山城国人百人分」が「同心申合立」てたという。

こうした「新関」は「京上道」の交通にとって大きな障害となった。それゆえ、木津の交通従事者はその停廃を興福寺に求めたのである。ここで木津荘とならんで狛野庄が「新関」停止を要求している点が興味深い。木津川をはさんで木津の北岸に位置する狛野庄にも木津と同様に交通業者が多数居住し、木津と利害を同じくしたことがわかる。木津は単独の都市として存在したのではなく、狛野と「双子都市」のような関係にあったのである。

木津は、京都と奈良を結ぶ「京上道」と木津川による河川交通が交差する交通の拠点であった。また市坂、奈良坂ルートで京都と奈良を往来する人々を統制することのできる位置にあったともいえる。

木津の住人は木守、御問、御童子が興福寺の「職」の下に編成されていた。また、15世紀後半には「京上道」に山城国の在地勢力によって新関が多数設置され、それが木津住人の利害を侵したりしていた。加えて、新関に対して興福寺の影響が及びにくくなっていることから、木津をめぐる交通情勢が興福寺の統制から離れ、新しい段階に入りつつあることを示しているともいえよう。

## 二 木津の商業座

15世紀後半の木津には、興福寺に所属する商業座が複数存在した。本章では特に糟糠座と塩座をとりあげ、木津における座活動のあり方を検討する<sup>27)</sup>。

### 1 木津の糟糠座

まず糟糠座の活動内容を明らかにしたい。

#### 【史料11】『雑事記』長禄3年4月22日

一当門跡ノ牛飼千代松申入云、奈良中糟糠之買賣者、為御牛飼計之処、近日所々ヨリ相計条歎存旨令申之、仍御力者之内徳陣以下又彼年貢ヲ催促云々、不可然旨加下知、就中菩提山以下ノ酒糟事、為牛飼木津エ買取、其公事錢ヲモ、千代松為御給分同被下之者也、自昔御牛飼之恩給分也、

牛飼千代松によれば、奈良中の糟糠の売買は牛飼が差配することになっていた。しかしながら近年は所々の者が差配している。中でも力者徳陣は、糟糠「年貢」を取ろうとしているという。これに対して尋尊は、菩提山以下の糟糠は牛飼が買い取り木津へ提供することになっており<sup>28)</sup>、糟糠の公事錢<sup>29)</sup>も旧来より牛飼の給分であるとしている。

菩提山をはじめ、奈良周辺の村々の酒造所で出た糟糠を奈良で売買するにあたっては、旧来、木津の牛飼が独占的に差配する権限を持ち、糟糠を奈良で販売する許可を与える見返りに、公事錢を支払わせていたのであろう。その公事錢が木津の牛飼の給分となっていたという。

糟糠公事は南山城の村々からも納入されていた。文明4年（1482）、「木津住人」と「山城者共」の間で相論がおこった。

#### 【史料12】『雑事記』文明4年4月2日

一山城国在々所々糟糠年貢事、両門跡御牛飼取之、当方分近來八百文ニ請申、牛飼方ニ渡之云々、奈良・菩提山以下罷入衆札取之、牛飼書出云々、就中此大乱以後、自山城罷輩ニ公事錢ヲ申懸、木津住人等取此、近日事路次無為上者、新公事不可出之由、山城衆共問答之、然之間木津物共彼糟糠之荷物押之了、此事山城者共歎申入之間、仰遣木津執行方之之処、一向無跡形事也云々、（後略）

山城国の村々が支払う「糟糠年貢」は興福寺の両門跡が収受し、牛飼方に渡していた。牛飼は、奈良の菩提山以下の衆で、奈良に糟糠を販売にやってくる人々に「札」（許可証）を書き与えていた。つまり、奈良近郊にせよ、山城国にせよ、所々の人々は奈良での販売特権を得るために牛飼に「糟糠年貢」を払っていたことになる。

ところが応仁の乱以降、山城から奈良へ糟糠販売に向かう人に、「木津住人」が公事錢を賦課するようになって

た。応仁の乱当初は木津による通行保障の意味もあったが、近日は通行も安全になったので、「木津住人」に対する「新公事」は支払わないと「山城衆」が支払いを拒否した。すると「木津物共」は、「山城衆」が奈良へ運ぼうとしていた「糟糠の荷物」を差し押さえたのである。延徳4年にも同様の相論が発生している。

#### 【史料13】『雑事記』延徳4年4月2日

一両門跡御牛飼之飼料山城国者共致其沙汰糟糠公事銭事、御牛飼孫六兄弟与木津庄之木守・御童子、此応仁一乱以後相論子細在之、一向木津者申状非儀也、（中略）

此公事取様、木津川ヨリ東分ハ当門跡ニ公事致其沙汰、<sup>(河)</sup>木ヨリ西分ハ一乗院方公事致其沙汰者也、一乗院方も先年王寺好実上座為奉行、此門跡牛飼孫六ニ預給者也、

#### 糟糠公事

上狛庄ヨリ三百文上之、加茂庄<sup>人別</sup>、三日原<sup>人別</sup>

下座ト号シテ

トノ 寺田 ナシマ ヒラウ

カハタ 此五ヶ所ヨリ五百文上之、

此外河内者<sup>人別</sup>、鳥見者<sup>人別</sup>、西京者<sup>人別</sup>、

以上大乘院方

河ヨリ西分公事各人別ニ上之、

ハセ さか中 下狛 菅井

ミヤノクチ タカキ 天神ノモリ

以上一乗院方

両門跡の牛飼の飼料（給分）として「山城国者共」が支払ってきた糟糠公事について、奈良・鶴の住人であった牛飼孫六の兄弟と、「木津者」である木守・御童子らが相論になっている。木津住人と、興福寺に直結する奈良の牛飼との相論であった。後半部では、糟糠公事の本来の取り方が記されている。南山城の村々は木津川を境として、東側は大乘院、西側は一乗院に糟糠公事を納めていた。大乘院方では、上狛庄、加茂庄、三日原と、「下座」とされる富野など5ヶ所が確認される。公事の支払い方法は庄ごとであったり、人別であったり、様々であった。大乘院方には、河内国、鳥見、西京もふくまれている。一乗院方には、ハセ（吐師）以下7ヶ所があげられ、いずれも人別に公事を納入しているが、先年より公事徴収の実務は大乘院の牛飼孫六に委託しているという。これらの村々で産した糟糠を奈良で販売するにあたって、村々が大乘院・一乗院に公事錢を納入する必要があり、具体的には牛飼に納めていた。「下座」という言葉から、これらの村々はある種の座組織で、大乘院などに公事（座公事）を支払うことで糟糠の奈良での販売特権を得たのであろう。

#### 【史料14】『雑事記』延徳4年4月2日

一応仁一乱以後及数年此商人通路不叶間、木津者共ヲ相語テ小公事ヲ令沙汰通路了、天下無為後猶以可取之旨、

木津者共申懸之、商人申分ハ、本役南都ニ有之上者、両様沙汰不可叶旨申切之、仍相語修理目代而南都方公事ヲ木津ニ可給旨支度者也、南都方ニ相隨所々荷者自木津押之、又南都方ニハ有限年貢不致其沙汰之間、山城所々商人之荷物押之者也、

応仁の乱以後数年におよび、山城からの商人らが通行できなかった。そこで木津者共に「小公事」を支払うことで通行保障を得て、奈良へ通行した。しかし、乱の終結後もなお、木津者共は「小公事」を徴収していた。糟糠公事は本来、糟糠を奈良で販売する特権を得るために興福寺権力に支払うべき座公事銭であったが、史料18の「小公事」は、通路の安全保障の対価として徴収していたことがわかる。これは桜井英治氏のいう通行税であり、「小公事」を支払わないと荷物の押し取り、つまり「山賊」行為を働いたのである<sup>30</sup>。これに対し商人たちは、「本役」の糟糠公事（年貢）は南都に支払っているのに、木津にも公事を支払うと二重に支払うことになり不当だと主張した。そこで木津者共は、南都方に納める糟糠公事を木津に与えてほしいと主張した。一方、南都方は「有限年貢」を支払わないとして山城所々の商人の荷物を差し押さえた。興福寺も木津の不当性を認めている。

奈良の北の玄関口である木津の住人が、奈良に糟糠を搬入したい南山城の人々に圧力をかけ、利益を得ようとしている。その中で、領主である興福寺の圧力をもはねのけようとしている様子が見えがえる。木津という都市が、地理上の優位性を利用して、南都の従属下から「独立」し、自らの都市としての権益を伸ばそうとしているのである。

## 2 木津の塩座

まず、木津座が史料に表れるまでの塩座の状況について確認しておく<sup>31</sup>。

### 【史料15】『雑事記』文正元年（1466）閏2月19日

一正願院塩座本座衆、連參、問屋三ヶ所、当時四ヶ所也、此問屋他ニハ不可売事也、然而近年任雅意所々買売云々之由歎申入之、仍方々書立名字令問答之、畏入之由請申入者也、但正願院座ニシタミノ座トテ今一座在之、於其分者許可了、当門跡知行兩座也、本座トシタミト也、本座ハ毎月百文之塩進之、十二ヶ月、此内二ヶ月ハ菩提山定使ニ給之、閏月分同沙汰之、問屋之沙汰也、

シタミノ座ヨリ二月十五日禪定院舍利講油進之者也、

本座掟法ハ、堺以下所々ヨリノ塩、問屋エ持入ニ於問屋而外様二十方ニ売之、以升計売、此問屋之外ハ奈良中一向停止者也、

シタミノ座掟法ハ、フリ売ニ町々ヲ売也、於屋内不売之者也、仍座衆人数不定也、（後略）

奈良における塩は、正願院座（本座）と問屋3軒が独占的に扱っていた。また、シタミノ座という座も存在し

ており、いずれも大乘院が知行下においていた。

正願院座は堺などからもたらされた塩を一手に奈良の間屋へ搬入しており、奈良においては、正願院座以外が塩の販売を行うことはできなかった。シタミノ座は振り売りで奈良の町中で塩を売ったが、屋内での塩の売買は禁止されていた。振り売りを行うことから、座衆の人数は決まっていなかったという。この大乘院方の問とは別に、一乗院方の問が存在した<sup>32</sup>。

こうした中、文明7年（1475）に木津の住人が相論の当事者として現れる。相論の発端は、問屋から大乘院座の塩屋に塩を送るときの方法であった。問屋から座衆に塩を送る場合、盗売を避けるため、問屋から「メノト」という人物を付ける必要があった。ところが先日、問屋である「西御門太郎次郎方」から塩二駄分を「当門跡座中院三郎五郎男カ所」へ送る際に、「三郎五郎カ被官人はニ付テ来」たにもかかわらず「木津座落之了」という状況が発生した。大乘院座衆は先の規定を挙げ、その通りに輸送したにもかかわらず木津座が塩を落とし取ったとして大乘院へ訴えた。この相論の結果が史料16に表れている。

### 【史料16】『雑事記』文明7年7月29日

（前略）木津物共任雅意云々、以折中二駄分ニ百疋自木津物方弁返之、西御門太郎次郎請取云々、以外悪行也、以此分近日事間、令落居云々、  
所詮号一乗院座 号大乘院座 号シタミノ座トモ云也木津座モ正願院座モ各自問丸方駄塩請取之、然上者万一メノト無之者、自当方座可落取者也、木津座衆ハ転害或鵠辺ニ有之、座頭共ハ木津ニ有之歟、就中売買様ハ、フリ売ニ（テ脱カ）モ屋ニテモ売之、但船ト計升トハ露頭ニハ不仕之、自問丸方及訴訟事也、仍堅令停止之事也、此座衆公事ハ二月十五日御油也問丸公事ハ毎月ノ塩也、又月迫ニ駄料足進之、

「木津者共」は問答した後も同意せず、結局、折中するとして、押収した「塩二駄分」として百疋が木津から大乘院方問屋に支払われた。木津座の者は座頭が木津に住み、座衆は奈良の転害、鵠あたりに住んでいる。彼らは町屋でも振売でも販売しているという。

ところが、その後も木津座の「違乱」はおさまらず、明応7年（1489）、興福寺は最終的な結論を出した。

### 【史料17】『雑事記』明応7年閏10月9日

（前略）奈良中塩座者、

一分塩駄売買立野以下馬共入奈良、一疋別公事馬口銭進上、自駄屋取進之、

一分自駄屋方々ニ下之、其衆又毎月百文分塩上之

一分木津者号木津座、以船取寄塩、塩フリ売ニ奈良中売之、二月十五日涅槃会ニ塩油ニ升進之、

以上当門跡分、一乗院方公事可有之、

如此各別ニ自昔代勤其役之處、駄塩以下一切自木津可自専之由申之、於所々駄塩落取之、仍兩門座衆等歎申入、

先年御披露衆中可糺明之由申召合之處、木津座者共不及罷出而帰国了、然上者奈良座理運勿論旨集会一決、此子細申送木津執行方了、

まず駄塩は立野以下から馬で奈良に運び入れ、駄屋に塩をおろす。その際、馬一疋別に「公事馬口銭」を駄屋（問屋）から門跡に進上する。次に駄屋からその塩を「方々ニ」に下す。ここで下された衆（座衆）から毎月百文分の塩を門跡に進上する。木津座については、船で取り寄せた塩を奈良中に売る。その見返りに涅槃会に献上物を出す、と規定されている。ところが、駄塩は木津が「自専」と称し、木津衆が各地で駄塩を押収したのである。

木津衆は淀方面から木津川を船で遡上してきた塩を、奈良坂越で奈良に搬入していたのであろう。自分たちの販売ルートの優越性を確保するため、他ルートで塩が奈良へ搬入されるのを阻止しようとしている。

ここで、先年までの訴訟とはその対立構造が変化していることに注目したい。当初は大乗院方と一乗院方木津座衆の相論であったのが、奈良座衆と木津座の相論という様相を呈している。すなわち、奈良と木津の「都市間」紛争に転化しているといえよう。このことは、判決を座衆ではなく木津執行に申し送っていることからいえる。門跡が座衆に命令するのではなく、都市木津を総括する木津執行に対して命令しなければならなかったのである。木津の勢力は、奈良の内部・近郊にまで出張し、実力行使で駄塩の統制を行うまでの実力を備えていたのである。

### 三 木津の一揆と共同体

15世紀後半の木津では、馬借の活動も顕著に見られる。この他、住民の一揆的結合を検討し、都市共同体としての「木津」のまとまりについて考察を加えていく。

#### 1 木津の馬借

馬借や土民蜂起の記事を、年月日、蜂起主体とその詳細について表2にまとめた。馬借に関連する記事は、ほぼ半数の21件見られる。「馬借」の表現には、①単に「馬借」とする場合、②「北馬借」、③「木津馬借」、④「山城馬借」がある。③木津馬借は、木津に居住していた馬借のことを指すとしてよいだろう。④山城馬借は広く南山城方面から入ってくる馬借、②北馬借も北から入ってくる馬借という意味で用いられていると思われる、②④はある程度、重なる集団ではないかと考えられる。

一方、①単に馬借とのみ記述がある場合は、奈良南部の馬借を含む場合があると思われる<sup>33)</sup>。なお、「土民」という語も登場しているが、この場合は馬借に限らず、

住民を含めた広い表現であると思われる。いずれにせよ、馬借が本来の運輸活動を行っている記事は見えず、大半が蜂起に関する事項である。

まずは表2-7を取り上げる。この記事では筒井氏が「折中」を試みる。馬借と奈良の土倉の間での「折中」であろうか。具体的に筒井氏は、武力をもって市坂あたりに出張していたのだろう。そして、両者が折り合ったと判断して筒井氏が撤兵したところ、北馬借が般若寺の周辺に乱入したため、尋尊は憤慨している。

次いで表2-14である。「木津庄民」らが告文を提出した。この告文には「蜂起を行わない」といった内容が書かれていたのだろうが、それにも関わらず北馬借が蜂起したので、やはり尋尊は驚いている。木津馬借と木津荘民、北馬借は、一部で重なっていたと推測できよう。馬借は蜂起して寺院に放火する外、路次を塞ぐという行為に出ている。

表2-15は、『経覚』『雑事記』同日の記事である。山城馬借が徳政を求め、一坂（市坂）＝高座で集会を開いており、「京上道」を封鎖することで、奈良の経済活動を阻害しようとしていたのである。ここで「元次男」は、「木津者」を語らう（恐らく礼銭を与えて懐柔したのであろう）ことで通過しており、街道封鎖の実力行使をした「山城馬借」の中に木津住人が含まれることがわかる。

表2-19は、北馬借が蜂起した際、その大将は久世の南という人物であったという記述である。北馬借は、北は久世（現在の城陽市北端付近）に至る広範囲な母体を持つ集団であった。奈良と京都を結ぶ「京上道」を主な稼ぎ場とする馬借集団が、街道沿いのいくつかの村々に存在したのであろう。そして、木津の馬借はこうした広範囲な馬借のネットワークの恐らく中心的存在であったのだろう。

#### 2 木津の一揆的結合

前項にみた馬借集団とは別に、木津の住民は寛正3年、木津荘民として一揆的な結合を結び、興福寺に対抗した。

【史料18】『経覚』寛正3年2月28日

一学侶状仕丁持来

就番頭米事、被仰出候趣於学侶集会披露了、然処木津庄百姓等既令逃散、骨帳等籠天神山、塞路次以下、可嗽訴企以外之由、執行注進之間、則召上執行致談合、不日及発向大儀、致後悪断絶計略最中候、随而明日学侶致連署神水可取向大儀旨及評定候、一途之後修正事始行候様可申旨可令洩披露賜候、恐々謹言、

二月廿七日

供日代英乗

伊与上座御房

【史料19】『雑事記』寛正3年3月6日

一東今金堂番頭米事木津庄無沙汰之間、自学侶催促之処不承引、一庄悉以追散了、仍来八日可進発云々、然而筒

表2 馬借・土民の活動

| No. | 和暦   | 西暦   | 月日     | 主体          | 備考   |
|-----|------|------|--------|-------------|--|
| 1   | 長祿元  | 1457 | 12月6日  | 徳政          | 木津・橋寺ことごとく炎上                                   |
| 2   |      |      | 12月7日  | 馬借          | 龍花院の東西壇に放火                                     |
| 3   |      |      | 12月8日  | 木津の馬借       | 落居、路次無為  |
| 4   | 寛正3  | 1462 | 3月6日   | 一庄(木津庄?)    | 東金堂番頭米を催促するも承引せず一庄逃散/発向は筒井の取りなしで延引             |
| 5   |      |      | 9月28日  | 馬借          | 木津辺で蜂起   |
| 6   |      |      | 10月1日  | 土民          | 土民蜂起につき、筒井とその手の者が木津に下向                         |
| 7   |      |      | 10月5日  | 木津馬借        | 筒井が色々の折中をするも無為、北馬借が般若寺に乱入                      |
| 8   |      |      | 10月6日  | 土民          | 土民以外の次第  |
| 9   |      |      | 10月7日  | 土民          | 蜂起昨日の如く  |
| 10  |      |      | 10月8日  | 土民          | 今日も蜂起  |
| 11  |      |      | 10月13日 | 六方衆         | 土民について、六方衆が木津へ発向の廻文                            |
| 12  |      |      | 10月15日 | 土民          | 蜂起、筒井上洛は寺門からの故                                 |
| 13  |      |      | 10月20日 | 六方衆         | 木津発向、但し延引                                      |
| 14  |      |      | 10月26日 | 土民          | 夜に般若寺辺まで来る/先日木津庄民は告文を出したが、北馬借は蜂起               |
| 15  | 文正元  | 1466 | 9月11日  | 山城馬借        | 徳政要求/一坂以下の路は止まる/「元次男」が「木津者」を語って通る              |
|     |      |      |        | 山城馬借        | 木津の高座で集会、南都を攻める計略/京都と奈良の道不通                    |
| 16  |      |      | 9月12日  | 山城馬借        | (馬借に関して)明説なし                                   |
| 17  |      |      | 9月17日  | 馬借          | 京奈良の道が馬借により上下不通                                |
| 18  |      |      | 9月18日  | 馬借          | 福智院・松谷周辺に来て放火、近日狼藉                             |
| 19  |      |      | 9月25日  | 北馬借         | 攻め来る、大将は久世の南                                   |
| 20  |      |      | 10月1日  | 土民          | 先月から土民蜂起で路次が治めがたい、上洛は延引/南北馬借以外の珍事              |
| 21  |      |      | 10月7日  | 馬借          | 在所出張、寺門からは西京三条に進発。学侶・六方が武装して向かい、北面衆も出る         |
| 22  |      |      | 10月13日 | 土民          | 出張した土民は辰市に発向、六方沙汰人18人が下向                       |
| 23  |      |      | 10月14日 | 北馬借         | 発起し、攻め入る                                       |
| 24  | 文正2  | 1467 | 3月1日   | 木津土民        | 発向すべく寺門で神水に及ぶ。木津は緩怠。昨日から木津以下、山城と当所(興福寺)は不通     |
| 25  |      |      | 3月10日  | 木津庄土民       | 祭礼の材木を出さない。代わりは賀茂庄から出す、木津庄土民緩怠                 |
| 26  | 応仁元  | 1467 | 3月28日  | 土民          | 般若寺文殊院以下の坊院に放火。木津馬借の沙汰か/筒井の成敗不足か/馬借帳本の頭を高札に掲げる |
| 27  |      |      | 4月19日  | 六方衆         | 六方蜂起、木津へ発向の廻文。地頭として奉行飯尾左衛門大夫が入部                |
|     |      |      |        | 六方          | 木津発向のため六方蜂起/国中の勇士を集めると云々                       |
| 28  |      |      | 5月21日  | 六方・衆徒・国民・筒井 | 木津馬借帳張本の住居に発向。木津一庄悉く逃散し上野山に逃げる/上下の通路不通         |
| 29  |      |      | 5月25日  | 六方衆         | 木津へ発向  |
| 30  | 文明4  | 1472 | 10月16日 | 筒井律師        | 徳政へ発向、木津進発を触れる、下狛の大北城を攻める                      |
| 31  |      |      | 10月17日 | 土民          | 薬師寺の勅使坊が焼かれる                                   |
| 32  |      |      | 10月27日 | 六方衆         | 16日の馬借放火につき、薬師寺の散郷に発向                          |
| 33  | 文明9  | 1477 | 11月8日  | 馬借?         | 馬借成敗の最中に番条から馬借が押し寄せ、合戦に及ぶ                      |
| 34  |      |      | 12月11日 | 馬借          | 馬借が「以外」なので延引                                   |
| 35  | 文明11 | 1479 | 10月21日 | 足輕          | 帰京の京衆が木津辺で足輕に剥かれる。悪党の所為                        |
| 36  | 文明12 | 1480 | 7月29日  | 北馬借         | 路次治まり難し、前の如く土民蜂起                               |
| 37  |      |      | 11月3日  | 土民          | 土民寄せ来、六方蜂起。土民蜂起について種々の浮説あり                     |
| 38  |      |      | 11月5日  | 土民          | 土民寄せ来る、善勝寺本堂と門が炎上                              |
| 39  |      |      | 11月6日  | 土民          | 土民寄せ来る、北面衆以下が出陣                                |
| 40  |      |      | 11月19日 | 土民・北馬借      | 寺門方に土民と内通している人物がいる。退散を申し付けたのか最近は無音             |
| 41  |      |      | 11月20日 | 土民          | 四恩院焼失、土民の所為                                    |
|     |      |      |        | 馬借          | 路次不通   |
| 42  |      |      | 11月25日 | 木津          | 市坂へ発向、四恩院の放火犯を木津より召し取った。高札の分は460貫文             |
| 43  |      |      | 12月3日  | 馬借          | 赤松方の者が馬借に打たれたり、召し取られたりする。馬借大将による               |
| 44  | 文明17 | 1485 | 8月24日  | 馬借          | 今晩寄せ来て放火、北市の辺か                                 |
| 45  |      |      | 9月5日   | 馬借          | 興福寺南大門に、徳政を所望する旨の高札が立つ。馬借が立てる                  |
| 46  | 文明18 | 1486 | 9月28日  | 馬借          | 京都馬借が退散、路次は無為に                                 |

(凡例) 和暦/西暦/月日 当該条の年月日 / 主体 記事に表れる蜂起の主体

井取申入子細在之間、発向事延引旨学侶書状到来了、  
木津荘に、興福寺東金堂番頭米が賦課された。学侶方  
から催促したところ、これに反発した「木津庄百姓等」

は「一庄悉く追散」(逃散)して抵抗し、「骨張」(張本人)は、集落南東部の「天神山」へ籠もった。天神山は  
市坂のすぐ東に位置することから、彼らは木津・奈良間

の路次を塞ぎ、さらには興福寺への強訴を企てていると、木津執行から興福寺へ連絡があった。そこで学侶方は木津執行を奈良に召し上げ事情聴取した結果、武力で木津を攻めると一度取り決めたようである。しかし、筒井氏が間に入ったため、発向は延期されたという。この木津荘による抵抗運動は、まさに全庄規模のものであった。

【史料20】『経覚』寛正3年3月5日

（前略）抑今日為上洛、木守方舟事、至多賀可召進之由加下知之処、依番頭米訴訟、木津分令逃散之間、難進之由返答、重仰云、元様依袖訴訟舟ヲ不下事者雖有其例、依番頭米等各別事舟ヲ不進事者大不得其意次第也、乍去如此申上者無力次第也、一度者定可落居歟、其時者可行嚴科之由仰含了、仍舟事闕之間、仰御童子方之<sup>（見カ）</sup>□、返答同篇之間、無力クカラ上洛了、存外次第也、

経覚が上洛するために多賀（現・井手町）まで木守方に船を出させようとしたところ、「木津分は逃散しているので」出せないと返事があった。袖訴訟で出せなかった前例はあるが、番頭米など「各別事」で出さないのは納得できないと経覚は憤慨している。御童子方に命じても答えは同じであった。

木守や御童子は木津の住人である。彼ら自身がこの逃散に与同していたかどうかは不明だが、少なくとも船を実際に動かす水夫らは興福寺の命令に従わない状況にあったのだろう。経覚の嘆きからもわかるように、このような事態は初めてであったようだ。荘園制的な保護の下で特権をいかして活動してきた木津の運輸業者が、荘園制的な支配関係よりも、木津荘という地縁の一揆結合を重視する姿勢に転換した瞬間であった。

ところで中世後期、木津には「木津執行」と呼ばれる人物がいた。木津執行は、一乗院領木津荘の最高荘官に与えられる称号であると考えられている。彼は木津荘の最有力民として存在し、興福寺による木津支配の一端を担っていた。そのため、木津で問題が起こると木津執行が興福寺に召されて事情を聞かれるのである。

この木津執行は、室町期には木津氏が代々世襲するようになっていた。木津氏は、興福寺衆徒かつ一乗院の坊人で、五位、四位程度の官位を有した。寛正3年の記事では、木津氏が尋尊に酒樽を持参し、返礼として太刀を受け取っている。彼は興福寺との強い繋がりを有していた。木津荘を代表する有力者（土豪）が木津氏を名乗り、荘官として木津執行の地位を世襲するということが、木津という地縁的なまとまりの強化を物語っているといえよう。

## おわりに

本稿では、まず木津における交通に着目し、その実態

や担い手を史料上で確認した。木津は木津川と「京上道」が交差する交通の要衝であった。木津川舟運は人物や貨物の移動、「京上道」は人物の移動に主に用いられていた。

交通の担い手としては、中世前期以来見られる木守と、後期から見られる御間、御童子、牛飼らがいた。彼らは元来木津の住人であったが、興福寺から「職」を得ることでその下に編成され、特権的に交通に従事していた。彼らとは別に、一般貨客を輸送する圧倒的多数の馬借もいた。

木津は、自身で市坂に新関を立て、貨客を通過させる代わりに関銭を徴収し、支払わなければ略奪する、「山賊」行為を行うことがあった。交通に従事する者自身が、一方では交通を遮断して利益を得ようとしたのである。

次に、座をめぐる商業から都市木津の勢力拡大を検討した。糟糠座をめぐるのは、木津住人が関を立て、南山城の商人から小公事を徴収しようとした事例を取り上げた。この小公事は、元来奈良の牛飼が有していた糟糠公事の権利を侵すものであった。また、木津が奈良への玄関口に位置するという利点をいかし、南山城の村々に対して圧力をかけていたともいえる。

木津の塩座は、市坂越えて奈良に搬入する塩の優位性を維持するために、西部から奈良に入る駄塩を落とし取るという実力行使に出た。座頭が木津に、座衆が奈良近辺に居住していた木津座が、奈良中で実力行使に出られるほどの勢力を有していたことがわかる。本来、大乘院と一乗院間の相論であったものが、都市木津と奈良の対立に変化したことも注目される。

最後に、都市共同体としての木津のまとまりを検討する上で、馬借と地縁的結合に注目した。15世紀後半、南山城の馬借集団は度々蜂起を繰り返していた。彼らは広域な馬借間のネットワークを持ち、その中で中心的位置にあったのが木津馬借であった。これは、木津と南山城の村々との関係を反映した結果だろう。

木津は興福寺の番頭米催促に対し、交通従事者も含めた全庄規模での団結を見せた。当該期に、木津荘としての地縁的結合が強化されていたと行うことができよう。土豪としての木津執行が台頭してくることは、このことと表裏の関係にあった。

木津のもつ都市性<sup>34)</sup>についても整理しておきたい。

第一に、木津の交通の要衝としての性格は複雑であった。木津に居住する交通従事者の一部は興福寺の下に編成されることで特権的に交通に従事していた。しかし、圧倒的多数の馬借は、徳政をめぐる興福寺とは対立関係にあった。木津は、南山城の村々が「京上道」に新関を設置することに反対する一方、みずからは市坂に新関を設けるなどして木津・奈良間の交通をコントロールしようとした。木津は通行保障の権能を利用して、南山城

の村々へ圧力をかけることもあった。

すなわち、木津は、単に木津川水運と「京上道」の交差点にあるという地理的条件だけでなく、奈良・興福寺との間の政治的、経済的な諸関係から生じる複雑な条件をはらむ、交通の要衝であった。

第二に、木津における多様な集団の存在をあげることができる。木津には、木守、御間、各座衆など、興福寺に直接的に繋がる集団があった。彼らは荘園制的な関係で興福寺と関係を結び、いわばタテの繋がりを持っていた。一方で、馬借集団は、ヨコの繋がりを持つ。また、こうした諸集団の上位に、木津荘としての地縁的結合が存在した。このように、木津を拠点に活動する異なる性格を持つ集団が同居していたことが、木津の都市性の一つといえる。

第三に、南山城の村々と木津との関係が注目される。糟糠公事の例のように、木津は南山城の村々に対してより強い立場にあった。一方、馬借のネットワークでは、木津は南山城の村々の代表的立場にあった。地理的な優位性を活かし、木津は南山城の村々の中で最上位の存在となったのである。

こうした都市性をもたらす前提条件として、15世紀後半における政治的・経済的状況の変化が想定される。

一つは、荘園制的な統制の弛緩である。当時、興福寺による交通従事者、座などへの統制や裁定に対し、木津住人による露骨な反発や無視などが頻発している。こうした事態は、前代ではあまりみられず、また木津以外ではこの時代、それほど多い事例ではない。

木津住人のこうした行動の背景に、木津の都市的な発展を想定しておきたい。奈良・京都間の交通量の増大が木津を富ませるとともに、興福寺関係の貨客の割合の低下をもたらした。交通集落としての木津の都市的発展は、木津にとっての奈良、興福寺の比重を相対的に低くさせるように作用したであろう。

本稿では、権門都市奈良の外港として出発しながらも、15世紀において、その影響下から脱出する志向を持ち、地域社会のなかで独自に中核都市として発展を遂げつつある木津の都市像を描くことができた。

なお、本稿では史料上の制約から15世紀後半を中心とした描写になり、16世紀への展望が明らかではない。後の時代への展望を描くことは、今後の課題としたい。

## 脚注

1. 小林保夫「東大寺領木津木屋所の歴史的的位置—発生期の問との関連で—」(上横手雅敬監修『古代・中世の政治と文化』思文閣出版 1994)
2. 宇佐見隆之「木守と問一流通・交通業の起源を探る」(同『日本中世の流通と商業』吉川弘文館 1999)。当論文には、木守や御間の所属が詳細に分析されていないという指摘がなされている。本稿でも木守や御間を扱うが、ここで問題となる所属系統

には論及しない。ゆえに、中心の論旨には影響しないと考える。なお宇佐見論文への批判は、野地秀徳「勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』」(『鷹陵史学』22)を参照。

3. 堀井深幸「中世都市木津の住人と交通—木守・御童子・牛飼・問を中心に—」(『京都橋大学大学院研究論集 文学研究科 105号』2007)
4. 『木津町史 通史編』(木津町史編さん委員会 1991)
5. 脇田晴子『日本中世都市論』(東京大学出版会 1981)
6. 鍛代敏雄『戦国期の石清水と本願寺 都市と交通の視座』(法蔵館 2008)
7. 仁木宏『戦国時代、村と町のかたち』(山川出版社 2004)
8. 都市共同体を取り上げた論考としては、前掲5 脇田著書や、仁木宏『空間・公・共同体』(青木書店 1997)などを参照。
9. 本章の題にある「交通都市」とは、交通の結節点であることや、後に触れる交通従事者の居住など、都市の成立や発展に交通が深く関わっている都市を指す。
10. 熱田公「室町時代の興福寺領荘園について」(同『中世寺領荘園と動乱期の社会』吉川弘文館 2004)
11. 他に東福寺領と東大寺領が存在していたが、本稿では一元的に広がっていた興福寺一乗院領に焦点を当てるため、詳細には扱わない。
12. 栄原永遠男「奈良時代の流通経済」(『史林』55-4 1972)
13. 天平19年2月11日条では「一、泉木屋并園地二町 東大路西薬師寺木屋 南自井一段許退於 北大河之限」とあり、木屋所には畑地が含まれると共に薬師寺の木屋所も存在していたことがわかる。なお、「西大寺資材流記帳」宝亀11年(780)には「相楽郡泉木屋」という記述が見られ、西大寺も木津に木屋所を有していたと思われる。
14. 相論の詳細は割愛するが、東大寺木屋所の住人が興福寺の木守であると称し、東大寺から賦課される役を拒否したことに始まるものである。この中で木守の職掌について触れられている。
15. 前掲2 宇佐見論文。
16. 「山城国木津木守等申詞記」(東大寺文書『平安遺文』2097号)では、洪水の際に船渡しをする旨が述べられている。当時、木津川を渡る橋は維持が困難であったため、特に橋を架けるのが困難な洪水時に舟渡をさせることを規定していたものと思われる。
17. 前掲3 堀井論文。
18. 前掲2 宇佐見論文。
19. ここでは一年で御間が補任し直されているが、これは史料2に登場する「執行法師」が職を辞任したためであり、任期によるものではない。御間職の任期は特に規定されていなかったと思われる。なお「執行法師」とは、木津の有力民であった木津氏を指す。木津氏については、第三章で触れる。
20. 『雑事記』文明11年(1481)4月10日条、文明18年(1486)2月24日条など。
21. なお牛飼は糟糠座と呼ばれる座と関係する。糟糠公事と呼ばれる公事銭を徴収し、奈良中の糟糠売も独占的に行っていた。糟糠座については第3章で詳述する。
22. 『雑事記』延徳4年正月6日条に「為社参自北室車廻之、木津牛飼十文下行」とある。
23. 「指渡」とは指渡は木津の渡しを指すと思われる。
24. 前掲4『木津町史 通史編』や、『特別展 木津川物語～木津川が生み、育てた文化～』(京都府山城郷土資料館 2011)などに詳しい。
25. 守護に申し入れた例は見えないが、細川氏によって新関が停廃されたと思われる例は『雑事記』明応元年11月8日条に見える。
26. 井上高座関は先の史料の「本関」であったと思われる。なお「高座井上関」の「井上」は、「井上近江守」として別の史料に

も現れる。井上は古市氏の代官であった。関に井上の名が冠されており、何らかの形で井上が関の経営に関与していたと思われるが、その詳細は不明である。

27. この他にも、材木座、火鉢作座などがみられる。
28. 「木津エ買取」という表現が、買い取った糟糠の現物を木津へ運ぶという意味かどうか、不明である。木津の差配下におく、という意味であろう。
29. 後に本文での述べるが、本章ではこれ以降「公事」という語が頻出するため、一度注釈を加えておく。「糟糠公事」として登場する公事は、糟糠を扱うことに対する商業税を意味する語で、「糟糠年貢」と同義であろう。一方「小公事」として登場する公事は、木津住人が設置した新関で徴収する関銭であり、通行税を意味する。同一史料内に別の意味で登場するためややこしいが、全く異なる性格のものを指していることを示しておく。
30. 桜井英治『日本中世の経済構造』（岩波書店 1996）
31. 大和興福寺の座集団としての研究は蓄積が多く、豊田武「大和の諸座」（『歴史地理』64-3・6 1934）、同「大和の諸座

続編」（『歴史地理』66-1～3 1935）、脇田晴子「中世商工業座の構造と展開—大和の場合—」（『日本中世商業発達史の研究』御茶の水書房 1969）などに詳しい。本稿でも、基礎事実に関してはその成果を用いる。

32. 『雑事記』文明5年（1473）4月27日条
33. 「馬借」という表現については、『日葡辞書』に「一揆」を指す語として掲載されていることから、必ずしも馬借そのものを指すとは限らない。ただし本稿においては、『雑事記』文明12年11月19日条において「土民」と「北馬借」という語が並列に用いられていることから、やはり木津には住民一揆と、馬借集団がそれぞれ存在していたとの理解に立つ。
34. 都市性、すなわち何をもって都市とみなすか、という問題は様々な議論がなされているが、本稿では本文で述べたような点を都市に特有のものとしている。都市性の問題については、中世都市研究会『中世都市研究17 都市的な場』（山川出版社 2011）で新しい議論がなされている。

## A Study of Fifteenth-Century Kizu

Hisashi TOKUMITSU

This paper examines the historical significance of Kizu, a medieval port city in Japan's Minami Yamashiro region. Focusing on the fifteenth century, it analyzes the various activities of Kizu's residents and the city's relationship with villages in the region and Kofukuji Temple.

Located in the Minami Yamashiro region at the intersection of the Kizu River and the Kyokai Circuit, an important overland route linking Nara and Kyoto, Kizu emerged during the medieval period as an important hub of transport and trade.

Kizu first emerged as a regional port during the eighth century. In the fifteenth century, Kofukuji Temple established rule over the entire Kizu area. A wide array of resident groups, including komori, who transported goods by boat along the Kizu River, bashaku, who transported goods overland on horseback, and za, or merchant guilds, lived and worked in Kizu.

During the second half of the fifteenth century, the power of Kizu's resident groups expanded. On the one hand, they attempted to challenge the strict control of Kofukuji Temple. On the other hand, they possessed a desire to stand in a position of dominance vis-a-vis the villages of the Minami Yamashiro region. Three factors helped to preserve Kizu's character as a city: its position as a transportation hub, its various internal communities, and its dominant position within the Minami Yamashiro region. The expanding power of Kizu's residents and Kizu's growing influence as a city were deeply interconnected. Furthermore, both of these developments were intimately related to the decline of Kofukuji's once powerful influence in the region.

By comparing Kizu with other regional transport hubs, such as Yodo, Yawata, and Oyamazaki, this paper elucidates Kizu's uniqueness as a medieval city. Even when compared with other medieval cities, Kizu clearly possessed a distinctive character. Due to source-related restrictions, this article does not discuss the sixteenth century. However, I plan to examine that issue in a subsequent study.

**Keywords** : transportation hub, urban community, Kizu, Kofukuji Temple, Minami Yamashiro